

個人住民税の特別徴収制度

**岡山県と県内全市町村は、
個人住民税の特別徴収（給与天引き）を徹底しています。**

特別徴収は法令上の義務です！

特別徴収は、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き（給与天引き）し、納入する制度で、法律で義務づけられています。

平成28年度から、県内すべての市町村において、個人住民税の特別徴収未実施の事業所を特別徴収義務者に指定し、給与からの特別徴収（給与からの天引き）を徹底しています。

特別徴収義務者に指定する対象者（事業所）

所得税の源泉徴収義務のある給与支払者

※当面、特別徴収を行うべき従業員が3名以上の事業所を対象とします。

ただし、次の理由に該当する場合は、普通徴収（従業員が自分で納付）とすることができます。

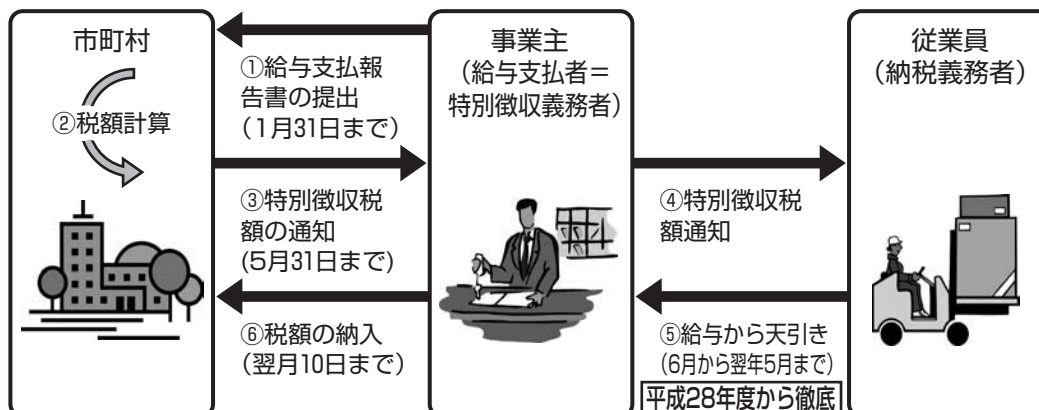
- A 総従業員が2人以下の事業所
（他の市町村を含む事業所全体の受給者の人数で、下記のB～Gの理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数。）
- B 他の支払者から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方（乙欄該当者）
（給与所得者が、複数の事業所から給与を支給されている場合、各市町村で取扱いが異なる場合があります。）
- C 毎月の給与支払額が少額であり、個人住民税を引ききれない方
- D 給与が毎月支給されていない方（不定期支給）
- E 専従者給与が支給されている方（個人事業主のみ対象）
- F 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定の方
（休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。）
- G 雇用契約期間が1年未満の方

上記のほか給与所得が各市町村の非課税基準以下の場合は、特別徴収の対象とならない場合があります。

（市町村が給与支払報告書により決定します。）

個人住民税の特別徴収制度

特別徴収事務の流れ



個人住民税特別徴収Q & A

Q：特別徴収（給与天引き）をすることで、どういうメリットがあるのですか？

A：従業員が住民税を納めるために金融機関や市町村役場などの窓口へ出向く必要がなくなります。また、普通徴収（従業員の方が金融機関や市役所などの納付場所で納める方法）は年4回払いですが、特別徴収では、12か月に分割して毎月の給与から天引きされますので、従業員（納税義務者）の1回あたりの納付額が少なくなり、負担感が緩和されます。

Q：特別徴収（給与天引き）は手間がかかりそう。

従業員も少なく、対応する余裕がないのですか・・・

A：個人住民税の税額計算は市町村が行いますので、所得税のように、税額を計算したり年末調整をしたりするような手間が事業主にはかかりません。
また、従業員が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に申請し承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする制度（「納期の特例」）を利用できます。

Q：特別徴収（給与天引き）を拒否したらどうなるのですか？

A：特別徴収義務者に指定された事業主は、法令により特別徴収税額を納入する義務があり、期限内に納入できない場合は、事業主に対して滞納処分が行われます。
また、罰則規定もあり、期限内に納入できなかった場合には、「10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」こともあります。

特別徴収の手続方法等に関するお問い合わせは、従業員のお住まいの市町村をお願いします。

給与支払報告書の提出や異動の届出等の手続、特別徴収した個人住民税の納付は、eLTAXを利用して電子申告・電子納税できます。

詳しい情報はホームページでご確認ください。 <https://www.eltax.lta.go.jp>